

会 議 録

会議の名称	子ども福祉審議会（第3回）
開催日時	平成15年7月18日（金） 午後12時30分から午後2時30分まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎地下1階第2会議室
出席者	（委員）森田会長、有澤委員、猪原委員、加納委員、川又委員、斎藤委員、清水（文）委員、清水（幸）委員、村松委員、森委員 （欠席：本間副会長、梅村委員、海老沢委員、津田委員） （事務局）富田子育て支援課長、村野保育課長、大塚保育係長
議 題	保育所保育料の見直しについて
会議資料	資料4 保育単価（基本分）算定内訳試算表 資料5 認可外保育所の比較 資料6 幼稚園関係補助金 資料7 国基準割合別保育料比較 資料8 所得と保育料の関係表
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録
発言者名	発言内容
事務局	<p>予め欠席のご連絡を頂いている方は、本間委員、梅村委員、海老沢委員の3名です。本日の定足数には達しておりますので、成立いたします。</p> <p>新たに清水幸雄委員がお見えになりましたので、市長に代りまして、委嘱状の交付をさせていただきます。</p> <p>（委嘱状の交付）</p>
会 長	<p>それでは、簡単に清水（幸）委員に自己紹介をお願いします。</p> <p>（自己紹介）</p>
清水(幸)委員	（自己紹介）
事務局	<p>資料の確認をさせていただきます。説明は後ほど担当課長の方からさせていただきます。今回は資料4から8まででございます。</p> <p>宜しいでしょうか。</p>
委 員	<p>結構です。</p>
事務局	<p>次に、前回の会議録の確認をさせていただきますが、宜しいでしょうか。</p>
会 長	<p>会議録について何か訂正等がございますか。</p>
有澤委員	<p>訂正をお願いします。</p>

	<p>6月20日の議事録の8ページです。有澤の所の、上から10行目、「て少し面倒見が悪ある」を「二点目は、ある程度西東京市も」としてください。</p> <p>それから、12行目「たくさんサービスをしてあげますという市ではないし」の所ですが、「たくさんサービスをしてあげますという訳には行かない。」として下さい。</p> <p>11ページの真中の有澤の所です。「そうですね。」だけで終わっているが、実は調べたのですが、ここに入れた方が良いのではと思ったのですが、「そうですね、低学年は3,800円、中学年4,000円、高学年4,200円です。」と、詳しく入れて下さい。</p> <p>以上です。</p>
会 長	それでは、それを修正してください。他の委員さんはございませんか。
委 員	有りません。
会 長	それでは、これで決定ということにさせて頂きたいと思います。宜しいですか。
委 員	はい。
有澤委員	会議録の訂正をここで行っていると時間が勿体無いと思います。
会 長	次回からは、事前に提出して確認をしてもらい、合意という事でお願いします。
事務局	分かりました。
会 長	<p>それでは、今日の会議に入りたいと思います。</p> <p>まず、事務局の方から資料の説明を頂いて、議論に入りたいと思っています。委員の中で、何か提出する資料とか文書がございますか。</p>
委 員	特に有りません。
会 長	それでは事務局の方から資料の説明をお願いします。
事務局	<p>説明に入る前に、前々回の会議の時に、父母会の連絡協議会はどのような構成かというお話が有りましたが、私立もすべて入っているという様な事をお話したかも分かりません。その後確認をした所、父母会連絡協議会に入っている園は、公立保育園17園全てと、私立5園の内1園柳橋保育園、認証保育所のひまわり共同保育園、全部で19団体で構成されております。</p> <p>それでは資料の説明をさせて頂きます。</p> <p>(資料4、資料5、資料6、資料7、資料8説明)</p>
会 長	前回まで、何を基準にして保育料を決めるのかという議論が色々有って、それに伴った資料を事務局の方と相談をして今日作って頂いきまし

	<p>た。</p> <p>ちょっと分かり辛かったのが資料4だと思うのですが、これは、全体としての費用を計算してみると資料の上の方の人件費とか管理費になって、それを按分してみると下の各年齢別の金額になる。実際に各保育園に負担金がある時には、例えば4歳以上児が20人いれば32,330円×20人、3歳児が10人いれば39,060円×10人、0歳児が5人いれば158,390円×5人、これが毎月負担金として、国の保育単価としては計算されている。その内の1/2が国からは負担金として入ってくるというおおよその考え方ですね。</p>
事務局	はい、そうです。
会長	<p>その時の基本的な考え方として、資料4の上の方に有る人件費と管理費という所の指数が出て来ているという事です。</p> <p>ただ、見て頂くとお分かりになる様に、施設長が264,700円というこのような費用で雇える訳がないので、この部分の上積みは結果的に都や市が持ち出す事になる、という事です。</p> <p>質問をお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
村松委員	資料6幼稚園関係補助金の3枚目別表3幼稚園及び幼稚園類似の幼児施設という所で階層区分3の課税額が102,100円以下の世帯、これは8,700円の補助が第一子については有るという意味ですね。その場合、総収入というのはどの位でしょうか。
会長	<p>資料8のケース5の方で扶養が子ども1人で168,000円位、扶養無で110,400円位ですからこのあいだ位、年収にして600万円位でしょうか。</p> <p>大体、40歳の半ば位の平均が600万円弱位です。</p>
村松委員	<p>幼稚園では補助金が8,700円の人、9,700円の人、5,200円の人と色々有るのですが、8,700円の人が比較的多いと聞いた様な気がするので、事務局の方で分かるかなと思ったものですから。</p> <p>どこらへんの方が多いのでしょうか。</p>
事務局	いますぐには分かりません。
清水(文)委員	逆に、幼稚園の月謝は幾ら位なのですか。
村松委員	<p>月謝というのは月額払っているものだけでなく、前回の審議会の時に会長から幼稚園の保育料は何を根拠に算定しているのかというお話があったものですから少し調べてもらったのですが、それによると前回の審議会の時に月額22,000円とか25,000円位と申し上げましたが、入園費とかもろもろな費用を入れますと、私どもの園で13年度の東京都に提出している決算書で拾ってみますと1人当月額44,048円かかっているという数字が出ております。</p>
会長	これは、入園料を含めて月額に換算し直すとこの金額になるという事ですか。

村松委員

そういう事です。

事務局

宜しければ、事務局の方から補足説明をさせていただきます。

資料6の3枚目負担軽減費ですが、これも夫婦共働きの場合住民税を合算してという事になりますので、市民税の所得割が102,100円というのは合算した金額になります。保育料と同じ様に必ずしも1人だけの金額ではないという事です。

幼稚園の保育料ですが、各幼稚園によって金額は違いますが、保育料だけですと平均すると年額で300,000円位になります。

入園料は年齢によっても違いますが概ね平均80,000円位です。

村松委員

そうですね。

つまり、運営費におけるどの位の費用を自己負担しているかという数字を出すと、先程の44,000円位になってくるという事です。

幼稚園の保育料をどういう考え方で何を根拠に算定しているかという事です。私立幼稚園の場合、園の経営状態が違って千差万別で、特に基準は有りません。自己資金の非常に潤沢な園、多額な借入金がある園、園児数が多い園少ない園で差が出てくるので、具体的な数字というのは掴めてません。

私共の所は学校法人ですので利益追及が目的ではございません。しかし、赤字経営では学園が存続しないので、経費が賄えるように保育料を算定しますという理事長の話でした。

経費というのは、良い環境を整える事、良い人材を揃えるという事です。特に当園では保育者の人格ないし資質というのが非常に大切であると考えておりますので、良い人材を確保するという意味で良い給料ということを重視して、なるべくそれを保障するという形を取っています。

前回配布された平成13年度の保育所の運営費内訳に則って、当園の東京都に提出した決算書に基づいて運営費の内訳を算出しましたら、前回の資料2によると保育所の運営費に占める行政の補助が大体90%位、それに対して幼稚園の運営費に占める行政の補助というのは25%位という数字が出ました。

そうすると、保育所は幼稚園の3倍以上行政からの補助を受けているという事になるのです。それでやはり今の保育料の事ですけれど、前回頂いた資料2を見ますと、保育所の保育料の平均が13,590円、ところが当園は入園費も含めて44,048円ですので、やはりこの格差は大きい。ちょうど3.3対1とか3.5対1のような比になって、幼稚園の父母にとっては支払う保育料というのは保育所の約3倍で、受ける恩恵は約1/3という結果になるような気がしました。

言い換えれば保育所は1/3の負担で3倍の恩恵を受けているという事になるのではないかと、そうするとやはりちょっと格差が有り過ぎる。同じ西東京市の市民で在りながら、平等受益という観点からみると、平等受益の原則に少し反するので、子育て支援の予算というのが少し保育所に傾斜し過ぎているのではないかという感じを持ちました。

これは長い経緯が有りますから、そう簡単に是正される事は無いかと思いますが、私の個人的な意見ですが、この様な形で保育所の補助がずっと

	<p>続けられていくと、保育園に預けて就労している人が納める保育料の平均以上に、保育所への行政の負担というものが増えるのではないかという様な気がします。</p> <p>後もうひとつ、親の家庭教育に対する意識という事ですけども、民間の保育所の園長先生達と話をする、やはり今家庭の教育力の低下ということが言われていて、保育園の園長先生達は、母親のニーズに応えるという事で一生懸命便宜を図れば図る程、親はだめになっていく様な気がするという声を聞きます。これは親の意識ですけど、子どもを育てる時は親は何処かで手間ひまをかけなければいけないので、思春期になって慌てるというか、そこからエネルギーを注ぐよりは、乳幼児期の発達段階というのは、依存と信頼或いは依存と愛情と言われますから、その時期に十分に依存させて要求を満たしてあげて愛情を充分にかけてあげ、そうして手間ひまかけておいた方が良くはないか、そんな様な感想を持ちました。</p> <p>これは少し外れますけれどもご参考までに。</p>
会 長	<p>まず、質問という事で集中したいと思います。</p> <p>今日出されました資料4から8の中で何かご質問等ございましたら応えて頂きますので。</p>
斎藤委員	<p>資料4の適用保育単価の、例えば4歳以上児の所ですが、月のランニングコストが32,330円と考えて良いんですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
斎藤委員	<p>例えば乳児だと158,390円ですね。実際には西東京市の保育料は3歳以上3歳未満で分けていますね。大まかに見ても3歳未満と3歳以上では倍以上違う訳ですね。実際の保育料の集め方というのは3歳未満と3歳以上で2倍になっていないですよ。この要素というのは国基準が1.5という事で動いているのか、という事が質問の第一点です。</p> <p>それと認可外保育所に行っている子どもに対する補助金はどうなっているのですか。</p>
事務局	<p>預けている保護者に対しては月額5,700円の補助を出しています。ですから、実際に預ける方にとっては保育料から5,700円を引いた金額が保護者負担という事になります。</p> <p>保育所には児童の年齢に応じた補助金を出しています。認証保育所は、0歳児の場合30人以下の定員で児童1人当り月額122,960円です。</p> <p>認可外保育室の場合ですと、3歳未満児で定員が6から12人ですと、67,400円です。0歳児の場合ですと、67,400円の他に0歳児加算が41,200円つきまして、108,600円になります。</p>
斎藤委員	<p>認可外も認証も施設に補助金が出ていると同時に、保護者にも保育料として5,700円という補助が有り、二本だてで出ているということですね。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>

	<p>一点目の質問の単純に2倍になっていないという事ですが、過去からの保育料の決定の経緯がありますのでここではちょっと分かりません。</p>
斎藤委員	<p>国基準が1.5倍ですよ、前の資料を見ていると。国基準が実態に合っていないのではないのですか。</p>
事務局	<p>その辺に併せて決めていたのかもちょっと定かではないので、申し訳ないのですがわかりません。</p>
会 長	<p>この保育料の作り方というの、結構色々ですよ。3歳児を分けている所も有ったりして。3歳未満児、3歳児、4・5歳児、こんな様に分けている所も有り、それぞれの市によって色々ですよ。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
会 長	<p>他にご質問はございませんか。</p>
有澤委員	<p>認可外保育所に高いお金を払っても入れている方達がいる訳ですが、その方達は認可されている保育所に申し込んでも入れないから、やむを得ず認可外の保育所に入れている訳でしょうか。どういう基準で保育園に入れているのでしょうか。</p>
事務局	<p>色々な方達がいらっしゃいます。認可保育所に申し込んだが入所できなかったのが認可外保育所に行っている方達もいますし、認証保育所ですと預かってくれる時間が長いので、その人の生活実態に合っているからという事で、初めから認可外保育室を希望されて行く方もいらっしゃいます。</p>
有澤委員	<p>保育所に入りたくても入れない方達の、入れてあげる順番はどうなっているのですか。</p>
事務局	<p>順番を決める基準が有ります。保育に欠ける時間、勤務時間が長い方、例えば8時間働いている人と、6時間程度働いている人でどちらを優先するかといえば、8時間働いている人を優先します。</p>
会 長	<p>保育園に入所できているのがどういう人で、認証保育所に行っているのはどういう人達かという事ですよ。 その構造は大分変わってきています。昔みたいに例えば認可に入れないから認証に行くという事ではなく、第一希望が認証という人達が出てきています。それは要するに先程話が有った様に時間が夜遅かったり、非常に融通を利かせて保育をしてくれるという事で、敢えて認証を選ぶ方達も結構出てきています。 認証保育所に入っている人達は待機児として登録はしていないのですよね。</p>
事務局	<p>2通り有りまして、元々最初から認証保育所を希望された方は市の方に申し込みがございませんので待機児とは見ていませんが、認可の保育所を</p>

	<p>申し込んだけれど入所ができなかったので認証保育所へ行っている方達は、待機児として見ていまして、その数は30人位です。</p>
川又委員	<p>特甲地の保育単価は見せて頂いて分かりましたが、現実に西東京市でかかっているお金はもっと高いですよ。前に頂いた資料で保育所運営費というのは武蔵村山市が一番低くて、一番高いところが武蔵野市でしたよね。要するにそれだけかかる訳ですよ。</p>
斎藤委員	<p>適用保育単価の値段は、例えば認可外保育所でもだいたい1人当り1歳未満だとコストは16万円かかるのですよ。 だから特甲地の数字というのは、ランニングコストとしてこれを中心に動いていくというのは一番リーズナブルかなという気がしますね。</p>
事務局	<p>実際は、西東京市では、ここに示されている保育単価よりはもっとかかっております。保育単価算出の基準ですと、施設長は年収が200何万で計算されていますので、西東京市ではもっと高いです。</p>
川又委員	<p>だからこそ、市によって運営費が違う訳ですよ。</p>
事務局	<p>国基準では足りないので実際の運営に当っては市の負担が増えてくる訳です。</p>
斎藤委員	<p>だったら、かかっている費用に対しては受益者が負担すべきで、プラスアルファするかどうかは市の問題だから、受益者の問題でいけば、例えば西東京市に行こうが、東久留米市に行こうが、同じ施設で同じ事をやられたら同じ値段を出すという構造でいかないといけないのではないかと。という事は、この保育単価を元に保育料を決めていくべきで、後は機会平等という概念をどこに入れるか、それだけではないのですか。 西東京市が、例えば施設長に支払う額が多いから保育料が多いというのはおかしい事だから、あくまでも根拠はこの数字で動いていった方が良いと思います。その分赤字になれば赤字になったで、市の方で責任をもつという事で。</p>
会 長	<p>今の斎藤委員のお考えは、要するに国基準、この部分の何%を取るかという形で保育料を設定すべきではないか。そうすれば、それは西東京市であろうが隣の市や町に行こうが、基本的に国基準というのは国の地域別の単価が決まっているのだから、そこで決定していけば良いのではないかと。というお考えという事です。 他に質問等があればお受けしますが、質問自体はよろしいですか。 事務局からこの今回の審議会は全体で4から5回という話しでした。今日で3回目です。そうすると、今日で保育料の基本的な考え方みたいなものをまとめて、次回位には保育料の試算を出していきたいと思います。他に延長保育や一時保育、そういう事も決めなくてはいけないのですよね。基準の保育料だけで良いんですか。</p>
事務局	<p>延長保育と一時保育も含めてお願いします。</p>

会 長	<p>そうしますと、例えば減免の基準だとかそういった事も決めなくてはなりませんので、今回、考え方だけは或る程度整理をしたいと思っておりますのでお願いします。</p>
有澤委員	<p>四点有るのですが、この前西東京市の行政改革が何かで市長に答申か何かを出して、西東京市は近隣市に比べて住民税として入ってくるお金が少ないのだから、もう少し人件費を減らすなりして考えた方が良くと答申が出されたと新聞に書いて有りました。人件費も含めて運営費がこれだけかかるのだからという前提の元に考えないで、人件費もどこか減らせる所が有るのではないかという事を考えていくべきだと思います。これが一点目です。</p> <p>二点目ですが、先程から何人もの方が仰られています、税の公平性というものは、やはり考えなくてはいけないと思うのです。この前出していた資料では、西東京市の場合は、所得の低い人は国の基準から見て、国よりはうんと低く取っているが、所得の高い人は国の基準に対し高い割合の保育料を取っているというのは、考え方としては、ちょっとおかしいと思っています。先程、幼稚園と保育園の問題を出されましたが、やはり税の公平性という観点から見直した方が良くと思います。</p> <p>三点目ですが、保育料無料という考え方は止めた方が良くと思います。少しお金を払う事によってそこに計画性なり、どういうふうにも子どもを産もうかとか、育てようかという計画性が出てくると思うのです。だから何でも丸抱えで無料という考え方は止めた方が良く。やはり幾らかでも負担してもらった方が良くと思います。</p> <p>四点目ですが、先程認可保育所よりも認証保育所の方が生活実態に合っているのだと、だからそこに預けるのだと。昔と今とはニーズが違ってきていると思うんですね。という事は、今の働く人達のニーズに合わせた様なやり方を、認可保育所も考えていかななくてはいけないのではないかなと思うんですね。少子化対策というのもそこからニーズに合わせるという所で寄与できるのではないかなと思います。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>今、有澤委員からご意見ございました。先程斎藤委員からは、国の保育単価を参考にしてはどうかという意見が出されましたが他に保育料の基本的な考え方について意見はございませんか。</p>
清水(文)委員	<p>私は、有澤委員と同じ様なんですが、自分の周りを見ても、幼稚園にお子さんを預けているご家庭もあれば、自宅で子育てに熱中されている方もいらっしゃる、或いは保育園にお預けになっている方もいらっしゃる。保育園を利用している方々を見ると、ご自分の生き方の選択としてお勤めをしたり、或いは社会参加をしたりしている方が殆どのような気がするんですね。そんなことを考えたり、或いは先程の税の公平ということも有りました。その辺を考えると、自分の生き方を肯定するのであれば、多少の負担増は負って頂いた方が公平性に合致するのではないかなという思いがしております。</p> <p>やはり、見直しというか西東京市になって丸2年が過ぎて色々な意味</p>

<p>森委員</p>	<p>で、今、国保も見直しをやっておりますし、そんな所から考えると負担し難い率は別ですけど、生活の中で負担を感じない程度の率の値上げというのはするべきではないかと思えます。</p> <p>保護者会の代表としましては、値上げそのものには賛成しかねると言う意見がほとんどを占めております。ただ、もし上げるとするならばどこを上げるかという具体的な所で、資料1の3ページにあります様に、西東京市の階層区分非課税世帯のゼロというのをいくらか負担しなければというのが私達の意見でした。</p> <p>しかし、上げることによって市としてのサービス向上、上げることの見返りは何をしてくれるのだろうかという意見もありました。ただ保育園に預ける、自宅で見ると、幼稚園に預けるという事は、それぞれの生活、親の考えも色々有るのですが、私も0歳から子ども3人保育園のお世話になっているのですが、子どもを家でみられれば家でみたいし、幼稚園に行かせられるのであれば幼稚園に行かせたかったのですが、そういう事情も叶わなかったので保育園という選択をしました。</p> <p>この議論の中では、ちょっと肩身が狭いというか、保育園に預けるといふ事はいけない事なのかなというのが率直な感想です。委員の方もそういう意見を持っているという事は残念だなという気がしました。</p>
<p>斎藤委員</p>	<p>その点は、国保とか税金の負担と保育所の料金は意味合いが違うと思うのですよ。要するに、弱者に対する、例えば子どもの立場で見ると、その子どもが保育所に行くのか幼稚園に行くのかの選択肢があって、どちらも選べるというお子さんは良いですよ。一つしか選択肢が無い人に対して、保育所の保育料を或る程度上げるといふ事は私は反対なのです。例えばこのランクでいうとCランク以下の人は無料で良い、ただ上の方の額に関してもどんどん累進的に増えてくるという事に対して不満が多い訳だから、累進的に増えてくるのも止めるべきだ。下の方に関しても無理やり取る必要は無い。むしろ子どもの立場に立って考えると、選択肢を広げてあげるという事がこれからの福祉の課題だと思うのです。</p> <p>認可保育所が、普通の市の保育所が選べるというという自由と、それから親も自分で育てるといふ自由と、保育所に預けて自分が働く、働くのか子どもを預けるのかという事もやっぱり選択なのです。自分の仕事が大事なのか、子どもが大事なのかそれは選択なのです。両方選べるという形を設定してあげるという事が大事なのではないのでしょうか。</p> <p>だからそういう意味ではやはり下の方の負担に関しては、なるべく考慮してあげるべきだと私は思います。</p>
<p>川又委員</p>	<p>私も保育所を使いましたけれど、別に保育所にいるからといって肩身の狭い思いをした事は無いという所では、それは堂々と仰って良いと思うのです。ただ、保育料という部分の所は税金を使っていくという事で、或る程度公平性というのは当然考えなくてはいけない。今の現実から見たら保育料は現実的に他市と比べても見直しを図らなくてはいけない事だと思います。</p> <p>私も低所得の方、特にB階層の方の中には、生活保護は受けないけれどもっと苦しい方もいるのです。そういう面では私はAとBに関してはこの</p>

猪原委員	<p>まま保育料は取らない方が良いのではと思います。</p> <p>現行保育料というのは2年前の平成13年に条例で決まっているんですね。そうすると2年も経ったから変えますよと。私から考えますと、2年位しか経っていないのに、何故見直しをしなければならないのか。やはり現行ではこれこれ云々の不都合といいますか、公平性に欠ける、妥当でないとかそういう面が有るからという事が或る程度無いと上げるという事は難しいと思います。</p> <p>当然、保育料の改定という事になりますと条例の改正が必要になりますよね。そうすると、改正するだけのしっかりした根拠を考えていかなければならないのではと、そんな事を感じます。</p>
会 長	<p>2年前の条例というのは合併の時の条例ですね。それで、それは暫定的に作ったものであるもので、市がスタートしてきて今この段階で整備したいというのが理由でしたね。</p> <p>事務局で補足の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>保育料に限らず国保料であるとか下水道料金についても現在見直しをしている所です。</p> <p>保育料の場合で言いますと、合併した時に審議会を開催して決めた訳ではなく、両市の階層の低い方の金額をとって今の料金体系になったという経緯がございます。</p> <p>ここで合併して3年が経過しますので、保育料に限らず全体的に見直しをしている所です。</p>
会 長	<p>他にご意見ございませんか。</p>
加納委員	<p>私の場合も今回はじめて参加させて頂いて、この資料を頂いて、その分析に追われているという事が正直なところなのです。頂いた会議録等も一生懸命読んでいるのですが、自分の内心としては、料金が安い位置にランクされていますので、確たる理由がまだできていないのですが、国基準の50%に近づける努力とかその辺の改定作業に自分としては位置付けを持っていきたいと思っておりますが、もう少し資料の分析をさせて頂きたいと思います。</p>
会 長	<p>幾つかご意見が出てまいりましたが、少し議論をしたいと思います。</p> <p>これから具体的な原案を作成していかなければなりません、その際に利用者からすればできるだけ安い方が良い、これは当然の事だと思います。ただその事が保育条件を変えていかないと、お金が無いが故に保育環境自体が整備できないという事では困りますし、そういう意味で言うと一つは、保育料の値上げ分をどういう様な形にこれから使っていくのかという事が、一つの判断材料としては有ります。</p> <p>それ以上に妥当な保育料ってどういう保育料なのかという事を議論してきた訳ですけど、その中でご意見として言えば、児童福祉施設として今現在存在している保育所、これが要するに、森委員はとても責められている気がすると思いましたが、それは決して責められている訳ではなくて、こ</p>

	<p>れは児童福祉施設としての保育所の役割と、教育施設としての幼稚園の役割とが、現段階では明確に違うという事の一つの現れであるという事を、私達も理解しなければならないと思っております。</p> <p>ただ、その際に考え方としてA B階層、取分け保護を必要とする人達だと思っておりますが、できる限り保育料ゼロという事を基本にして、所得が低く生活が非常に厳しい人達に対してはそういう様にすべきだという考え方と、B階層、これは保護者の方の団体からもB階層の全部という訳ではないが負担しても良いのではないかというご意見も出てきた訳ですが、前回説明があった町田市の場合もB階層からの徴収という事を決定しています。</p> <p>B階層の考え方は2つ有って、先程来言われている様なぎりぎりの生活の所で生活保護を受けないで頑張っている世帯と、言い方は非常に難しい所が有るのですが、結果としてのB階層という言い方をしたら良いのでしょうか、いわゆる色々な必要経費を除いて行って結果として住民税が非課税となっている世帯、こういう世帯には少し負担をして頂いても良いのではないか。或いは先程有澤委員が仰ったのは無料というより僅かでも良いから負担して貰い、無料という原則は良くないのではないかという様な事です。</p> <p>今までも多分考え方は有ったと思うのですが、B階層の費用負担の料金というのは、いわゆる保育所の給食費に該当する位の額ではないのでしょうか。</p> <p>本来なら生活保護にしてもなんにしても給食費というのは入っていますよね。ここで徴収しないという事になると、保育所で給食は食べる訳ですから、その費用位は負担しても良いのではないかという考え方が出て来ているのではないかと思うのですが、その辺はどうですか。</p>
事務局	<p>町田市の場合も似たような考え方で、食事代相当分として徴収するようになったという事です。</p> <p>保育料は、例えば3歳未満ですと西東京市の場合一番低い所で2,000円ですが、20日通園した場合1回当たり100円相当になります。実際にはもう少しかかっていると思います。</p>
会 長	<p>230円とかその位ではなかったですか、1回分としては。</p>
有澤委員	<p>1回分はそんなものですね。</p>
会 長	<p>考え方としては、生活保護費でも現金給付として支給されているその額を、実際に保育所で生活して食べる訳ですから、その分位は元々の生活費の中から保育料として払っても良いのではないかという事です。これまでの考え方というのは、それは保育の行為として食事も保育の中に入れて良いのではないかという事で、多分無料化していたのだらうと思います。この食べるという行為を、教育的行為、保育行為として見なすのか、或いは生活の一部として見なすのか、その辺の事も検討材料にはなると思います。</p> <p>皆さんの議論ですと、A B階層の考え方、この辺をまず整理をして次にC Dという階層の所でどういう保育料の負担にしていくのか、この2段階</p>

	<p>で少し考えた方が良くと思うのですが如何でしょうか。</p>
斎藤委員	<p>国基準に対する保育料が合併してから40%前後に落ちているが、その原因は何ですか。</p>
事務局	<p>先程申し上げました様に、両市の低い方の金額に合わせたからです。</p>
斎藤委員	<p>乳児保育を始めたという事は関係はないですか。乳児が増えてくると、非常にコストがかかるものなのに、安い保育料で行っているという事がある訳でしょ。本来ならば3歳、1歳という所を引かないと、幾ら全体を底上げしてもそこが増えてくると40%前後で動かないのではないかと思います。</p>
事務局	<p>乳児の定員が合併後増えたという事は有りませんので、その関係はございません。</p>
会 長	<p>どうですか、他にご意見は。 今のB階層の考え方、A階層は生活保護世帯ですから、その階層から保育料を取っているという例はまだ有りません。問題はB階層だと思うのですね。住民税非課税世帯に食費程度の、多分食費程度にはならないと思いますが、導入するかどうか、その辺の考え方ですが如何ですか。 この件に関しては後の方で考えた方が宜しいですか。C D階層の考え方みたいなものの議論をさせて頂いた上での方が良いでしょうか。或いは全体として市の保育料収入をこの程度までにするという案文を出して頂くか、どうでしょうか。</p>
斎藤委員	<p>最初にD12の3歳未満、3歳以上の基本額を決めてから、分けていったらどうでしょうか。</p>
会 長	<p>今日、資料7で出して頂いたのが、いわゆる現行の保育料なのですが、皆様のお手元に有る資料1の3ページに西東京市と国基準の保育料が載っていますが、市の施策の中で言うと国基準の50%という考え方が色々な市の徴収基準の指標として使われている様なのですが、前回申し上げましたように神奈川だとこれが70%位という指標なのです。東京都では割りと多くの自治体が50%となっています。 先程、斎藤委員から出されたのは、この基準ではなくむしろ国基準のここで考えた方が良くのではないかというお考えでした。</p>
斎藤委員	<p>認証保育所の保育料を見ていると皆さん頭を搾ってるようですね。基本保育料が60,000円位欲しいのじゃないかと思うのですが、上限を55,000円で切っています。その辺が有るから、保育料の上限を有る程度決めてあげた方が良くという気がします。パーセントでいくと例えば国基準の70%でいくと74,000円位の額が出てきますよね。まず大まかに何円以上は負担させないという額を決めてあげないとパーセントでいくと80,000円とかいう額も出てくるので、常識的な線で60,000円は超えないという線を決め、それからパーセントという議論に入っていくのが良くという気がします。税</p>

<p>会 長</p>	<p>金でもそうですよね。</p> <p>この国基準というのは保育料の徴収の基準額ですので、資料4の保育単価の半分という話になると、158,000円の半分ですから80,000円弱という事になってきます。大体国基準は50%の所へ持っていきたいという様な事になっていきますので、だから資料7の様な数字になってくる訳です。</p> <p>西東京市の場合には、前に出された資料1の7ページ徴収基準階層別人数によるとB階層の方が273人、D6からD9階層の方が各階層200人位づつ、D6からD9階層に非常にたくさんの方達がおります。</p> <p>先程の斎藤委員のお話しの中でいうと、上限どれ位が可能かという話の所の材料としてお出ししたのが、いわゆる生活費の中での保育料の占める割合、資料8という事になります。D6からD9当りの人となると資料の2枚目のケース4・5、このあたりの方達の生活の仕方というのがこの階層に当ります。夫婦で3,000,000円ずつの年収を取っている場合、可処分所得が二人合わせると5,000,000円位になり、その中で保育料の占める割合は、3歳未満のお子さんが1人の場合ですと5.5%位になります。</p> <p>例えばこの金額が60,000円までだったら負担できるのか、いやそれはできないとかいう事をどうやって決めるのかという事ですよ。</p>
<p>斎藤委員</p>	<p>これは、答申を受けたら来年から行うのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>議会に諮りまして、議決されたら来年の4月から予定しています。</p>
<p>斎藤委員</p>	<p>例えば暫定的に段階的に上げるという方法もありますか。</p>
<p>会 長</p>	<p>それはもう全然かまわないと思います。こちらが条件を付ければ良いのですから。</p>
<p>斎藤委員</p>	<p>いかにも18%というのは大きいですからね。</p>
<p>加納委員</p>	<p>大きいですね。</p>
<p>斎藤委員</p>	<p>要するに、我々が議論した中で値上げもやむを得ないという気はするが、世間の目で見ると、今デフレの世の中で景気も悪いし、その中で保育料の値上げというのが出てくるのは、ちょっと唐突な感じがするので、その辺を考慮しなくてはいけないという気がします。</p>
<p>会 長</p>	<p>今私達は色々な議論をしながら、そういう意味では当然保護者の方からのご意見を伺いながら、最もお互いに納得できる所を落とし込んでいかなくてはいけないと思います。</p> <p>元々は国基準徴収金の50%の所からスタートして、そして合併の所でそれが崩れたという事になっておりますが、50%というのは一つの考え方であると思います。仮に国基準徴収金の50%にした場合、総額としてプラス65,000,000円というのが差引額として出てきます。65,000,000円が増になる訳ですが、A階層からD12階層の所をもう一度幾つかの考え方を出して、B階層に例えば多少の負担を願うとするとどういう様な感じになって</p>

	くるのかという事も少し考えた方が良いのではないかという気がします。
斎藤委員	50%の根拠でいってしまっていて、例えばB階層を上げても総額ではたいしたことはないですね。
会 長	そうですね。
斎藤委員	そうになると、逆に言うとB階層を上げるためにどこかを減らせと言うと、例えば49%にしると言うのも余り根拠がないし、50%も元々根拠は無いのですけれども、B階層を取るか取らないか決めてしまった方が良いのではないかという気がします。資料1の7ページで89人ですからね。
会 長	いいえ、3歳未満児が89人で、3歳以上児は184人いますから、結構な人数はいらっしゃいます。 ただ、先程有澤委員が仰ったようにゼロという考え方で他の階層の方が納得できているのか、そういう意味で逆に言うと公平性という点から、いわゆる食費位はという発想が国の中にもあるのですね。
猪原委員	保育料を決定する時に児童福祉法では家庭に及ぼす影響を考慮するようになるとなっておりますね。それですとB階層の方々は住民税が非課税という事ですから、僅かな出費でも家庭への影響は大きいと思います。また、反対にこの階層の方々から多少頂いたとしても、市の方にどれだけの収入になるのかという事を考えると、B階層から頂かなくても良いのではないかという感じはしています。
清水(文)委員	食事というのは家にいても取るし、その部分というのはやはり親としては負担すべきかなという気がします。そして先程斎藤委員が仰ったように国基準の50%は分からない、その基準がどうなってるのか、私もその辺はまだ入って間も無いので分かりませんが、ただ、この基準50%で上げていくとD12の階層の人でも上がっても10,000円未満なんですね。それで、B階層の人から他の人とのバランスを考えて給食費2,000円ですか、先程のお話ですと、頂いても良いのかなと今考えたのですが。
川又委員	3歳以上だとC1階層が資料7によると1,535円ですか、50%だと。そうすると給食費にも満たない訳ですよ。そうすると全部この辺の階層も上げていかなくてはいけないという事になっちゃいますよね。そうすると70%位取らなくてはいけないとか。
清水(文)委員	3歳未満児でC1階層だと保育料を2,000円払ってたけどB階層はゼロですよ。これを1,500円とかにすればゼロの部分というのはA階層の生保の方達だけという事にならないですか。
会 長	資料1の3ページを見て頂くと、西東京市の保育料徴収基準の算定の原則みたいなものが見えてきます。いわゆる低所得層の方には非常に手厚く配慮して、そしてD階層の方はきついのですよね。それは例えば国基準のところで行くと、3歳未満の所が上限80,000円となっているのが、西東京市

	<p>の保育料では44,900円です。国基準の6階層という所がD7階層当たりですが、この辺では約4割位ですか。D11階層以上になると6割位取っている訳ですから、そういう意味で言うとD8位の階層からはかなり徴収割高だという気がします。ここの階層というのは数が多く、しかも額が高いので下の方の階層でたくさん取るより、こちらで取った方が楽は楽なんです。ただこの辺が一生懸命働いていらして、更に保育料をたくさん払って、税金もたくさん払ってという、それは多分、森委員はその辺を仰っているんですね。どうですかその辺のご意見は。</p>
森委員	<p>これ以上の支払いは無理であるという意見やD12で44,900円支払って尚且つ非課税の人と同じサービスでは納得できないという意見も有ります。また、支払った分に見合うサービスが欲しいという人も有ります。</p>
川又委員	<p>基本的に、皆さん保育に幾ら費用がかかっているか理解できていない。私もそうでしたが、ただ目の前の保育料だけ考え、こんなに1人当りかかっているのかと、これだけ税金をかけているのだということが意外と周知されていない。そういう面では、子どもを幼稚園に預けるにしても何処に預けるにしてもたくさんお金がかかるのだということが周知し切れていないのだと思います。</p> <p>後、西東京市の場合、色々なお金の取り方は有ると思うのですが、基準の考え方として、先程会長が所得の低い人には厚く、或る程度所得の有る人から厳しく取っていくという事を含めて、他にこういうような徴収をする様な事は、市の中では無いのですか。</p>
会 長	<p>後は多分学童保育ですよね。ただ、学童保育は一律保育料ですよね。</p>
斎藤委員	<p>この、A B C Dの項目というのは西東京市独自の分け方ですか。</p>
事務局	<p>独自の分け方です。各市違います。階層区分がもっと多い所も有ります。</p>
斎藤委員	<p>国基準の半額でやってしまうと、逆に今度値下がりになってしまいますよね、所得の高い方は。</p>
会 長	<p>資料1の3ページですね。</p>
斎藤委員	<p>そうですね。</p>
会 長	<p>何で国基準の区分にしないかというご質問だと思うのですが、何故、A、B、Cが三つ、Dが12という階層分けをしているのですか。</p>
事務局	<p>先程お話が有りました様に家庭の状況に応じてという事が有るので、実際に市で行う場合には、国の階層区分では大まか過ぎるのではないかと、負担に応じて細かい方が良いのではという事で階層が増えているものと思います。</p>
斎藤委員	<p>階層の増え方でいくと、例えば第4段階の3歳未満児は30,000円ですよ</p>

	<p>ね。その半分は15,000円です。この辺の階層は明らかに西東京市の保育料は少ないですね。ところが第7段階になると80,000円になっているのに40,000円幾らですよ、明らかに半分以上になっている。その差がやはり累進度が強すぎるという事が言えるのではないのでしょうか。</p> <p>確かに所得差が有ってもいいのだけれど、その程度が強すぎるというのは、表に書いてみると歴然と一目瞭然で分かるのではないかと感じます。</p>
会 長	<p>考え方として、例えば国基準の半分ということ、もう1回算定の基準にしてみ、そして第4階層、例えば15,000円を基準にしてもう1回それを四つか五つの階層に分けてみるというそういう作り方をしてみる。</p>
斎藤委員	<p>この保育単価限度というのは、極端に言えば40,000円以上は取るなという事じゃないのですか。</p>
会 長	<p>いえ、そうではなくて保育単価を原則取れというのが国の基本です。国が原則80,000円を取る事にして、差し引いた額の半分を交付してきますので、取る取らないは自治体の判断であって国が取る事を原則にしている訳です。</p>
清水(文)委員	<p>だから、逆に言えば西東京市も80,000円までは取っても良いという事です。</p>
会 長	<p>そうです。取らなかつたら後の分は自治体が負担するのですよという事です。</p>
斎藤委員	<p>80,000円は保育単価ではなく保育料なの。それはすごく高いですね。</p>
会 長	<p>これではとても高いので自治体はそこを負担する訳です。保育料の設定基準が高いから安くしなくてはいけない、保育の基準は悪いから上乘せしなくてはいけない。だから、前にも言ったように市負担が二重三重に増え、どんどん保育所の負担額が増えてくる訳です。</p>
猪原委員	<p>国基準の保育料を取りなさいと言うのは、何か根拠がないんですか。厚生労働省からの何か有るのですか。何か根拠がないとおかしいですよ。</p>
会 長	<p>国の保育単価を引いて運営費を補助してくる仕組みというのは、何か法律で定められているのですかという事なんですけど。</p> <p>これは、国の精算基準ですよ。精算基準方法みたいなものは通知か何か有るのですか。</p>
事務局	<p>入所児童の単価から国の徴収基準額を差し引いて残りの1/2が国から、入ってくるのが何か根拠が有るのかというご質問ですか。</p>
会 長	<p>そういう事です。</p>
事務局	<p>それは児童福祉法に定められています。</p>

猪原委員	国と自治体とのお金の決済理由という事は分かりますね。その事と、それを保育所として取れという事は別ではないのですか。
会 長	保育料を減免できるという規定は有りましたよね。
猪原委員	市がそれを取りなさいという事を書いたものは有るのですか、国からの。
事務局	極端に言ってみれば、市がその部分を持ちますから保育料はただでも良いですという事ですか。
猪原委員	そういう事です。
事務局	それは別にかまわないと思います。
猪原委員	保育料の決定は市が勝手に決めてはいけないのですか。国のなるべく指示に従いなさい上限だけ決めるからと、そういう事ですか。 自治体に完全に任されていると考えてはいけないのですか。
会 長	任されています。
猪原委員	そうすると、国の基準は関係無くなるのではないですか。
会 長	それは取っても良いのです。ただし、国の精算基準の額が、先程言った様に保育単価を上限とすると国が決めておりますから、自ずとそれ以上は取らない、保育単価以上とっているという例も聞いた事が無いです。
猪原委員	上限を決めて、精算単価も決めていきます。その中で市の考えで決めていくという事ですね。
会 長	それは要するに、利用者の世帯の状況によって決めなさいという様になっています。
猪原委員	それも何か根拠が有るのですか。
会 長	法律に定められています。要するに利用者の家計に影響を及ぼさないということです。
猪原委員	そうすると、国の基準額の50%とする妥当性の根拠は何処に求めるのですか。
会 長	何も無いです。 だから、先程話しました様に神奈川県の場合7割としてます。
猪原委員	市の財政負担軽減の為だけですよね、値上げを問題にしているのは。市

<p>会 長</p>	<p>の財源負担軽減の為にだけ保育料の額を上げるという事だけですよね。</p> <p>それとも一つ、平等な負担というものが有ると思います。平等公平という。</p>
<p>猪原委員</p>	<p>その場合の平等とは実質的平等なのですよ。ですから所得に応じてという事ですよ。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただし所得に応じてという場合も、先程森委員が仰ったのは利用者の側からいくと、例えば自分は40,000円払っている、或る人は無料である、でも保育自体は変わらない訳だから、そういう事は納得できない。これが国の保育料の一律化という考え方です。利用が同じであれば本来保育料も同じであって良いのだという事。それがかつて保育料問題を研究した委員会が出された一律保育料方式です。それが自治体の方からも反対が有り、結果的には幼稚園みたいな一律方式では無く、保育所の場合にはやはり所得に応じた保育料、という考え方で落ち着いてきています。国の方の階層の分け方が大きいというのは、要するに元々は一律の保育料にしたいという事なので、許容の範囲内で出来る限り保育料の階層設定を少なくしたという事です。</p> <p>ただ実際のところを言うと、例えば所得税が160,000円の人と400,000円の人が同じ保育料というのは、払う側になると160,000円の方は400,000円の人と一緒に、とても納得出来ないと言い始めてくるので、今度は細分化されて行くと、原則と現実とが行ったり来たりしている訳です。</p>
<p>清水(文)委員</p>	<p>地域で生活するものとしたら、細分化は必要です。国のこの大まかな階層区分では、国のレベルでは良いですけど、地域ではちょっとどうですかね。</p>
<p>会 長</p>	<p>幼稚園からしてみれば一律ですものね。</p>
<p>村松委員</p>	<p>そうですね。私達は一律化になって欲しいと思います。それで勿論補助の引き上げ等も有るので、社会保障という立場で収入に応じて補助を出すというそういう形にならないかなと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>これがやはり社会福祉施設の持っている意味、逆に再配分の問題ですので、そういう意味では社会福祉施設としての保育料という意味を考えなければいけない。そうすると、保育料の応能負担という事については、社会福祉施設として考えれば、負担できない方に対しては或る程度考慮する。そして負担できる方の中から応能負担をお願いするというのは、やむを得ない事かも分かりません。</p> <p>如何でしょうか、他に。</p>
<p>有澤委員</p>	<p>保育園に預ける事で肩身が狭いなどという事は、決して思わないで欲しいです。私も子どもを3人保育園に預けて仕事をしてきましたけれど、保育園で育った良さというのが有るのですよ。幼稚園で育った良さも有れば保育園で育った良さもあって、それは子どもにとって何処で育つかそれぞれ</p>

	<p>の素晴らしさが有ると思います。</p> <p>先程自分達はたくさん払っているのに無料の方達がいて、そこからも取って欲しいと保護者の声大きいというのは、分かる気がするのです。と言うのは、本当に困っている人達に対しては、福祉の手を差し伸べなくてはいけないが、本当に困っているのかなという所も有って、その方達が無料という所も一部に有るので、ちょっと不公平感を感じられるのかなという気がするのです。勿論全部では有りませんが、部分的にそういう所も無きにしもあらずと思うのです。</p> <p>だから、私はやはり無料という考え方を止めた方が良いと思うのと、B階層からは国も取っている訳ですから、西東京市も取った方が良いと思います。</p> <p>如何でしょうか。そろそろ原則を幾つか出して見たいと思っているのですが、例えば国基準徴収金の50%という様な事を原則にして、そこに一気にいくかどうかは別にして、最高でも50%に持って行くという当りの所は、皆さんの所で納得が出来ればそこで幾つかの原案を出していく。</p> <p>一つはB階層にも一定の負担をして頂くという原則、それをしないという場合はどうなっていくか。それから、西東京市ではC階層、D階層の前半の部分への割合が低いという保育料の形態になっていますので、国基準に併せた形にしたらどうなってくるのか、それから現行のままですとすでに原案が出て来ていますので、こういったものと比較をして見る。もう一つ、今日の議論の中に出て来ましたのは、これを一気にという事は難しいかもしれないので、何年かの移行期間を置くという考え方。</p> <p>今お話をしてみますと、これ位が到達点かなと思って伺ってありましたけれども、こういった形で出させて頂き、次回決定させて頂くということで如何でしょうか。</p>
会 長	<p>結構です。</p>
委 員 会 長	<p>これで、次回事務局の方に試算をして頂き、それで次回決定をしたいと思います。</p> <p>次回決定する事の中に、もう一つしなければいけない事がございます。</p> <p>2子目3子目をどうするか。西東京市での減免基準とかは、資料としてまだ出して貰っていませんよね。この辺は次回減免の基準はどうされているのか、これは取分け今少子化対策の中では2子目3子目のお子さんを育ててらっしゃる方たちに対する、同時に保育所に入っている場合にはかなりの負担が有る訳ですので、そういった事に対する配慮というのはどうするのか。</p> <p>それから、色々な自治体の保育料を見ていますと、幾つか議論しなくてはいけないものが有ります。例えば延長保育料の問題ですとか、或いは一時保育の保育料の問題ですとか、ここの問題も先程の話ですとやるという事ですよね。</p> <p>この辺も、次回、議論が出来るかどうかは別ですが、多分これだけ保育料の議論をしてまいりましたので、次回ある程度の決定は出来ると思いますので、減免の規定だとか、他の保育に関してくる料金体系の見直しとか、そういったものを次回資料を全部出させて頂いて最終回の所に持って</p>

	<p>行きたいと思っております。 宜しいでしょうか。</p>
猪原委員	<p>この審議会は8月28日まで予定が入っておりますね。これが最終日ですか。</p>
会 長	<p>そうです。その様な予定になっています。</p>
猪原委員	<p>8月28日に最終決定ですか。28日が最終決定で、今仰った様なペースで間に合いますか。次回8月6日でほぼ完成に近いものを出さないといけないのでは。</p>
事務局	<p>第2子目3子目の減免基準という事なのですが、西東京市の場合は、資料1の3ページ下の部分に第2子以降の金額が載っておりまして、第3子の場合は、第2子以降という事で第2子と同じ金額です。他の市ですと第3子を1/10にするとかという所も有りますが、西東京市の場合は第2子以降の金額しかございません。資料としては、これだけしかございませんので宜しいでしょうか。</p>
会 長	<p>基本的な考え方を資料1の3ページで示しているという事ですね。そうすると、近隣はどうなっているのかという資料を求めて宜しいですか。第2子以降どういう基準になっているのか。</p>
事務局	<p>分かりました。</p>
会 長	<p>第2子以降の議論というのはそんなに難しい議論ではなくて、保育料がきちんと設定されれば、一時保育の保育料の金額だとか延長保育の保育料は、それほどの難しい問題ではないと思います。 次回提案して最終決定のところまでに、森委員には是非また持ち帰って頂いて議論をして頂くという事を原則にすれば、なんとかできると思います。</p>
猪原委員	<p>諮問ですから、答申書を出す訳ですね。そうすると、28日は答申書の最終決定になる訳ですよ。そうすると8月6日には一応まとめて、28日の前に答申書の形になったものを事前にチェックしないといけない。恐らく細かい字句の使い方等問題が出てくると思うのですが、そんな手順で間に合うのですか。もう1回位日程は取れないのですか。</p>
清水(文)委員	<p>答申はもうちょっと先でもいい訳でしょ。</p>
会 長	<p>予算の関係も有りますが、9月の初めにもう1回確認の為の委員会を設けることは不可能ですか。</p>
事務局	<p>任期の関係もございます。</p>
会 長	<p>任期が有って、8月28日がぎりぎりでしたね。</p>

猪原委員	<p>そうすると、8月6日に委員会を行い、その時におおよその原案を作っておいて、皆さんに議論をして頂き、予め28日の前にご意見を頂いて、或る程度まとまったものを28日に出させて頂くという様な形で、事前郵送で出させて頂くということでどうでしょうか。それしか方法がありませんけれど。</p> <p>どの位のボリュームの答申書になるか分かりませんが、答申書はこの審議会の名前で出す訳ですから、文字の使い方等をかなり厳密にチェックしなければならいのでは。</p>
事務局	<p>この審議会でどのような形で答申を出して頂けるか分かりませんが、ちなみに立川市が同じ様な審議をして出された答申は、内容としては、「今の状況では改定するのはやむを得ないであろう。」という事と、「50%が妥当だろうとか改定率は何%、期日は何時」などが書かれているほか、新しい保育料の表を出している程度です。</p>
会 長	<p>ですから寧ろ、私は皆さんと充分議論をしたかったということで3回目までこのような議論をさせて頂いて、今50%という事での原案を作らせて頂いていますが、それについては保護者の方の会でも議論して頂いて、何処をどのような形で負担して頂くのかという事、実施時期をどの様にするのか、減免規定をどうするのか等を含めて次回議論していきたいと思えます。</p> <p>出来れば原案を含めて、文言としてはどうするかという原案を次回出せばパーセントとかは入れないで幾つかのパターンを出させて頂くということで宜しいでしょうか。</p>
委 員	<p>結構です。</p>
会 長	<p>それでは第3回目の子ども福祉審議会を終了させて頂きます。どうもご苦労様でした。</p>